



福岡医発第 1077 号(地)
令和 3 年 7 月 5 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

外国人労働者に対する健康診断問診票について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より、日本医師会を通じて周知協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

高度外国人材や、技能実習生の受入れ促進等により、日本国内で就労する外国人労働者は年々増加する傾向にあります。外国人労働者が安心して働くためには、労働安全衛生法に基づく健康確保措置等の実施等にあたり、母国語等を用いる等、外国人労働者が内容を正しく理解することが重要です。

厚生労働省では、外国人労働者に対する一般定期健康診断が適切に実施されるよう、健診項目のうち会話や文章等で実施される問診について、13言語（※1）に翻訳した問診票（PDF形式、Word形式）を作成し、厚生労働省ホームページ（※2）に公開をしておりますので、必要に応じてご活用ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

※1 健康診断問診票に用いられる13言語

英語、中国語（北京語）、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語

※2 厚生労働省ホームページ

【掲載先】労働衛生関係＞教材・資料・その他

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

(健 I 87)

令和 3 年 6 月 2 8 日

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常 任 理 事 神 村 裕 子
(公印省略)

外国人労働者に対する健康診断問診票について（周知依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省労働基準局 安全衛生部労働衛生課長より、表題の件について、別添のとおり周知依頼がありました。

高度外国人材や、技能時修正の受入れ促進等により、日本国内で就労する外国人労働者は年々増加する傾向にあります。外国人労働者が安心して働くためには、労働安全衛生法に基づく健康確保措置等の実施等にあたり、母国語等を用いる等、外国人労働者が内容を正しく理解することが重要です。

厚生労働省では、外国人労働者に対する一般定期健康診断が適切に実施されるよう、健診項目のうち会話や文章等で実施される問診について、13言語（※1）に翻訳した問診票を作成し、厚生労働省ホームページ（※2）に公開をしております。

つきましては、本周知依頼の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

※1 健康診断問診票に用いられる13言語

英語、中国語（北京語）、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語

※2 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

(労働衛生関連 教材・資料・その他)



基安労発 0622 第 1 号
令和 3 年 6 月 22 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

外国人労働者に対する健康診断問診票の周知（依頼）

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

高度外国人材や、技能実習生の受入れ促進等により、日本国内で就労する外国人労働者は年々増加する傾向にあります。しかし、外国人労働者は、日本の労働慣行や日本語に習熟していない場合があるほか、出身国・出身地域により文化や生活習慣が大きく異なる場合もあります。外国人労働者が安心して働くためには、労働安全衛生法に基づく健康確保措置等の実施にあたり、母国語等を用いる等、外国人労働者が内容を正しく理解することが重要です。

厚生労働省においては、今後も増加が見込まれる外国人労働者に対する一般定期健康診断が適切に実施されるよう、健診項目のうち会話や文章等で実施される問診について、外国人労働者が内容を正しく理解できるよう 13 言語（※1）に翻訳した問診票を作成し、厚生労働省ホームページ（※2）に公開しました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下団体・企業に対して周知いただくとともに、当該問診票を活用する等、一般定期健康診断を受診する外国人労働者が問診の内容を正しく理解し、一般定期健康診断が適切に実施されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

（※1）

英語、中国語（北京語）、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語

（※2）

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html